

Ⅱ 基本的な考え方

1. 基本理念

アルコール健康障害対策基本法第3条に規定されるように、アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することとし、その実施に当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

2. 基本的な方向性

(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解したうえで、お酒と付き合い合っていける社会のための教育・啓発の推進及び酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組の促進

(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

地域の実情に応じて、精神保健福祉センター・保健所等が中心となりアルコール問題の相談支援の場所を確保し、幅広い関係機関や、自助団体及び民間団体の連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくり

(3) 医療における質の向上と連携の促進

アルコール依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる拠点機関の整備を進めるとともに、一般医療機関と専門医療機関との連携を推進

(4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進する。

Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題

1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

(1) 特に配慮を要する者（未成年者、妊婦、若い世代の女性）に対する教育・啓発

①未成年者、妊婦などの飲むべきではない者

(未成年者)

- 未成年者の飲酒率は減少傾向にあるが、未成年者飲酒禁止法で禁止されているにも関わらずゼロにはなっていない。
- 未成年者による飲酒については、脳の萎縮や第2次性徴の遅れ、アルコール依存症のリスクが高まるなど、心身の発育への悪影響が指摘されており、健全な心身の育成をはかるため、未成年者の飲酒は、ゼロとすることが求められる。

(妊婦)

- 妊婦の飲酒率は減少しているが、妊娠判明時点で飲酒をしていた者のうち、約半数が妊娠中も飲酒を継続していることも報告されている。
- 妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群(アルコールの影響で胎児に脳の発達障害等がおこる疾患)や発育障害を引き起こすことが指摘されており、妊娠中は飲酒をしないことが求められる。

(取り組むべき施策)

- 未成年者や妊娠中の者に、飲酒が自分自身や胎児に与える心身への影響に関する正しい知識を普及させるため、学校教育において、アルコールが未成年者の心身に及ぼす影響などを正しく認識させるとともに、アルコール関連問題啓発週間、未成年者飲酒防止強調月間等の機会や、健康日本21、健やか親子21等の活動を通じ、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携し、未成年者や妊婦の飲酒による影響について普及啓発を進める。
- 未成年者については、未成年者に影響を及ぼしうる親や、教職員など、周囲の大人に向けた啓発も必要であることから、教職員に対し、アルコールの心身に及ぼす影響について更なる啓発を促すとともに、アルコール関連問題啓発週間、未成年者飲酒防止強調月間等の機会や、健康日本21、健やか親子21等の活動を通じ、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携し、家庭における教育に資するよう、未成年者の飲酒に伴うリスクを保護者に伝える。

○未成年者や妊婦などの、飲むべきではない者の飲酒の誘引を防止する社会づくりのため、酒類業界において、テレビ広告について自主基準の見直しや、酒マークの認知向上策について検討を進めるほか、酒類販売業者、風俗営業管理者等に対し、未成年者への酒類販売・供与・提供の禁止の周知を徹底するとともに、飲食店等での未成年者への酒類提供等について、指導・取締まりの強化を図る。

②将来的な心身への影響が懸念される若い世代の女性

○約 25 年前と比較すると、飲酒習慣のある男性の割合は、各年代で減少しているが、飲酒習慣のある女性の割合は 30 代、40 代を中心にほとんどの年代で増加しており、男女の飲酒率、飲酒習慣率は、年代が若いほど接近傾向にある。

○また、未成年者を対象にした「父母の飲酒パターン別にみた月飲酒者割合」では、「母親の飲酒」との関連が、「父親の飲酒」「飲酒なし」よりも高いことが指摘されており、今後、未成年者の飲酒との関連も懸念される。

(取り組むべき施策)

○アルコール関連問題啓発週間等の機会や、健康日本 21 等の活動を通じ、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、若い世代の女性を対象に、以下の 2 点に重点を置いた啓発を実施し、飲酒との適切な関係を築くよう促す。

(i) 女性は、男性と比べて、アルコールによる心身への影響を受けやすいなど、女性特有のリスクがあること。

(ii) 女性にとっての適度な飲酒量に関する知識

(2) アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

○アルコール依存症の診断基準に該当するとされた者の推計数と、アルコール依存症で医療機関を受診していた者の推計患者数には乖離があると考えられる。

○アルコール依存症の初期症状や兆候についての知識が普及しておらず、本人やその家族が、アルコール依存症であることを認めたがらない傾向が強いことから、相談・治療につながりにくいことが考えられる。

(取り組むべき施策)

○アルコール関連問題啓発週間等の機会や、健康日本 21 等の活動を通じて、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、以下の 2 点に重点をおいた啓発を実施する。

(i) アルコール依存症は、飲酒欲求をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療により十分回復しうること等について周知する。

(ii) アルコール依存症の当事者やその家族が依存症の問題に気付くことができるよう、アルコール依存症の初期症状等の情報について啓発を行う。

○啓発の実施に際しては、アルコール依存症当事者等の組織である自助団体等と連携し、アルコール依存症の回復者による社会啓発活動（回復者の体験談等）の活用を図る。

2. 地域においてアルコール健康障害を有している者とその家族に対して相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備

(1) 地域における相談窓口の明確化

○現在、飲酒に関する問題についての相談は、精神保健福祉センター、保健所、自助団体等で、相談業務が行われているが、その周知が十分でなく、アルコール健康障害を有する者やその家族がどこに相談に行けばよいか分からず、適切な相談や治療、回復につながっていないという声が聞かれることがある。

(取り組むべき施策)

○都道府県等において、地域の実情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心とした、飲酒に関する問題の相談支援体制を明確化し、広く周知する。

(2) アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、専門治療、回復支援につなぐための連携体制の推進

○相談窓口によって適切な専門医療機関、自助団体や回復施設等の社会資源等の情報が把握できておらず、必要な支援に繋がっていないという指摘がある。

○アルコール健康障害を有している者は、一般医療機関で何らかの治療や健診を受けていても、アルコール依存症の専門的な治療につながらず、適切な指導や治療を受けないまま、飲酒運転や暴力等の問題を生じさせている可能性がある。

○飲酒運転や暴力等の問題の背景に、アルコール依存症等がある場合、表面的な対応を繰り返しても、背景にあるアルコール依存症等の問題の解決には至らない。

○問題の背景にあるアルコール依存症等に、早期に介入し、治療・回復につなげるためには、関係機関との連携を推進する必要がある。

(取り組むべき施策)

○(1)の相談場所においては、地域の実情に応じて、医療機関・行政・自助団体等の関係機関の役割分担を明確化し、それぞれが連携することが重要となる。そのため、各地域における依存症への対応について関係機関が、地域の連携の実態を把握し、その地域でのそれぞれの役割分担を整理し、実態に即した体制を構築する。

○飲酒運転や暴力等の場面で、当事者にアルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、相談、支援、治療につながるよう関係機関との連携を推進

する。

○地域において、内科や救急など、アルコール健康障害を有している者が受診することが多いと考えられる一般医療機関と、専門医療機関との連携を促進する。

○地域における連携の推進に資するため、先進的な取り組み事例を収集し、周知する。

(3) アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

○アルコール依存症の診療が可能な医療機関としては、一部、専門医療機関は整備されているものの、全国的に見れば不足している状況である。

○アルコール依存症の診療が可能な専門医療機関が少ないという状況の一因として、依存症に対する医療関係者の理解が十分ではないということが考えられる。

(取り組むべき施策)

○依存症の早期発見・早期治療のため、医療関係者の質の向上に取り組む。

○アルコール依存症に適切に対応する医療体制を充実させ、地域における専門医療機関を整備するための実態把握及び求められる機能について検討を行い、集積した知見を基に、地域全体の依存症に対する診療機能を向上させる必要がある。